

V. その他の密輸の取締り

不正薬物、銃砲等、知的財産侵害物品以外のものであっても、関税法でその輸入や輸出が禁止されている物品があります。また、それぞれの国内法令によって輸入や輸出の規制が行われている物品もあります。

1. ワシントン条約該当事件

絶滅のおそれのある動植物の輸出入等の国際取引を規制し、絶滅から保護することを目的として、1973年にワシントンにおいて「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」が採択されました。この条約をワシントン条約といいます。この条約では、ペットや鑑賞用の生きている動植物はもちろんのこと、はく製、これらを使用して作られたコート等衣類、ハンドバッグ、ベルト、靴、細工品、漢方薬等の加工製品も規制対象となっています。

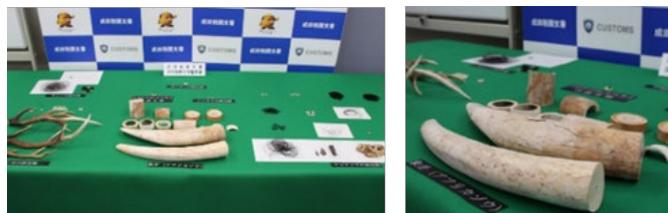
令和2年の1年間で、ワシントン条約該当事件を3件告発しました。

<主なワシントン条約該当事件>

[事例1] 象牙の密輸出事件

航空機によりベトナムを經由してラオスへ**象牙 13点**等を密輸出しようとしたラオス人を関税法違反で告発しました。

(令和2年1月・東京税関)



[事例2] オーストラリアハイギョの密輸入事件

インドネシアから航空貨物により**オーストラリアハイギョ 15匹**を密輸入した法人及び日本人2名を関税法違反で告発しました。

(令和2年3月・東京税関)



2. 輸出事案

特定の貨物の輸出については、関税関係法令以外の法令により、許可、承認等が必要な場合があります。これらの法令の規制は、関税法の輸出の許可制と結びつけてその実効性が確保されることとなっています。令和2年の1年間で、不正密輸事件5件を告発しました。

<主な輸出事件>

[事例] うなぎの稚魚密輸出事件

航空機により香港へうなぎの稚魚約 58kg を密輸出しようとした日本人6名及び韓国人1名を関税法違反で告発しました。

(令和2年8月・大阪税関)



3. 偽造クレジットカード等

関税法上、貨幣、紙幣、銀行券、印紙、郵便切手又は有価証券の偽造品、変造品、模造品及び偽造カードは、輸入してはならない貨物とされています。平成21年6月には、偽造クレジットカード等の原料となるべきカード（いわゆる、「生カード」）も、輸入してはならない貨物に含まれました。税関では、偽造クレジットカードや生カードの密輸事件を告発しました。

<主な偽造クレジットカード等密輸事件>

[事例] 偽造クレジットカード等密輸事件

台湾から航空機により偽造クレジットカード 34枚 及び偽造クレジットカード等の原料となるべきカード 1枚を密輸入しようとしたマレーシア人3名を関税法違反で告発しました。

(令和2年4月及び6月・沖縄地区税関)

